

事務連絡
令和3年6月8日

各都道府県・政令市産業廃棄物行政主管部（局）御中

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課

新型コロナワクチン職域接種の申請受付開始について（依頼）

産業廃棄物処理行政につきましては、平素より御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

現在政府では、新型コロナワクチン接種希望者への接種の加速化に向け、自治体によるワクチン接種とは別に、各企業又は関係団体等が持たれている医療資源（場所、医療従事者等）により、自ら医師等を確保いただけることを前提とした職域接種の取組を進めております。このたび、職域接種の申請の受付が開始されましたので、次により産業廃棄物処理業者及びその団体に周知いただくよう、お願い申し上げます。

なお、令和3年6月3日付け事務連絡「新型コロナワクチン職域接種の要望に関するアンケート調査について」でお知らせしたアンケート調査は、継続されます。

1. 申請受付開始の周知について

貴管内で次のいずれかに該当する産業廃棄物処理業者の団体又は個別の産業廃棄物処理業者に対し、申請の受付が開始された旨を周知願います。申請に当たっての必要事項は、下記の申請受付サイトにおいて確認できます。

なお、一般廃棄物処理業の許可を持っている者に対しては、環境省から別途連絡がなされているため、周知の必要はありません。

周知をお願いしたい相手方

○産業廃棄物処理業を営む者の団体（各都道府県産業資源循環協会など）

○その他職域接種を希望する可能性のある産業廃棄物処理業者（~~なお、接種人数が1000人未満の申請も妨げられませんが、接種人数は100人単位で申請することとなります。1会場1000人未満の職域接種の申請はできません。接種人数を1000人以上とし、接種予定回数で2000回未満とするのは、お控えください。なお、企業等の従業員だけでなく、その家族等も含めることができ、また、商工会議所等を通じて共同で実施すること、取引先も対象に含めて実施することも可能です。~~）

※この他、貴自治体ウェブサイトを用いて周知する等、より幅広く周知することを御検討ください。

2. 申請の方法について

申請は下記のウェブサイトから受け付けます（入力した情報は、都道府県のワクチン接種窓口が届きます。）。職域接種の基本的な内容及び申請に当たっての必要事項も下記のサイトに掲載されています。

<https://ova.gbiz.go.jp/>

その他、ワクチン接種に関しては下記のウェブサイトも御参照ください。なお、産業廃棄物処理業者からの御相談は、下記のコールセンターにおいても受け付けます。

（首相官邸）

https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/shokuiki_sesshu.html

（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_shokuiki.html

（環境省）

http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/coronakoho.html

(コールセンター)

03-6631-6988

お問い合わせ可能時間：平日の午前9時30分から午後6時15分

※ただし、12時から13時まで及び以下の日にちを除く。

令和3年8月10日(火)～8月13日(金)

令和3年12月29日(水)～令和4年1月3日(月)

【連絡先】

環境省 環境再生・資源循環局
廃棄物規制課 涌田、石田、昌子、勝木

TEL: 03-5521-9274 (直通)

E-Mail: hairi-sanpai@env.go.jp

お問い合わせ可能時間：平日の午前9時30分から午後6時15分

※ただし、12時から13時まで及び以下の日にちを除く。

令和3年8月10日（火）～8月13日（金）

令和3年12月29日（水）～令和4年1月3日（月）

【連絡先】

環境省 環境再生・資源循環局
廃棄物規制課 涌田、石田、昌子、勝木

TEL: 03-5521-9274（直通）

E-Mail: hairi-sanpai@env.go.jp

各都道府県・政令市産業廃棄物行政主管部（局）御中

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課

新型コロナワクチン職域接種の要望に関するアンケート調査について（依頼）

産業廃棄物処理行政につきましては、平素より御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

廃棄物の処理業者その他の廃棄物の処理に関わる事業者は、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において、「国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者」として位置付けられていることから、引き続き新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物を適正に処理しつつ、それ以外の廃棄物の処理についても安定的に業務を継続することが求められます。

現在政府では、新型コロナワクチン接種希望者への接種の加速化に向け、自治体によるワクチン接種とは別に、各企業又は関係団体等が持たれている医療資源（場所、医療従事者等）により、自ら医師等を確保いただけることを前提とした職域接種の意向の有無に関して、厚生労働省及び経済産業省から、各企業又は関係団体等に対するアンケート調査の依頼がありました。

つきましては、御多忙中誠に恐れ入りますが、産業廃棄物処理業者及び団体への、職域接種の意向確認に係るアンケートの周知に関しまして、下記のとおり御協力をお願い申し上げます。

1. アンケート内容等の周知について

貴管内で次のいずれかの条件を満たす産業廃棄物処理業者の団体又は個別の産業廃棄物処理業者に対し、別添①、別添②及び別添③のアンケート関係書類の内容を周知いただきますようお願いいたします。併せて、別紙に記載の「アンケート回答上の留意事項」につきましても、周知いただきますようお願いいたします。なお、別添①～③については、環境省ウェブサイト(http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/coronakoho.html)からダウンロードできますので、必要に応じて該当する業者へ御案内ください。

なお、一般廃棄物処理業の許可を持っている者に対しては、環境省から別途連絡がなされているため、周知の必要はありません。

条件

- 産業廃棄物処理業を営む者の団体（各都道府県産業資源循環協会など）
- その他職域接種に参加を希望する可能性のある産業廃棄物処理業者（別紙にあるとおり、同一会場で2回接種完了すること、最低2000回（1000人×2回接種）を行うことが基本とされているため、このような条件を満たせるような従業員数の多い産業廃棄物処理業者を相手にした周知を御検討ください。）

※この他、貴自治体ウェブサイトを用いて周知する等、より幅広く周知することを御検討ください。

2. アンケートの回答について

職域接種を希望するためアンケートに回答する場合には、**令和3年6月10日（木）正午までに**、個別企業・団体から直接下記連絡先まで電子メールにてご提出ください（各都道府県・政令市において回答を取りまとめいただく必要はございません。）。非常に短い期間での御依頼となり、誠に恐れ入りますが、何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、今回の期限は、あくまで意向確認に係るアンケートの取りまとめ期限ですので、今回の取りまとめに間に合わなかったからといって、今後の職域接種ができないというものではありません。本

件は検討を行うための調査ですので、職域接種の具体的な内容及びスケジュール等については、今後検討されるものです。

また、既に他省庁、他の業界団体のアンケート調査に回答している場合には、重ねて回答する必要はありません。

【連絡先】

環境省 環境再生・資源循環局
廃棄物規制課 涌田、石田、昌子、勝木
TEL: 03-5521-9274 (直通)
E-Mail: hairi-sanpai@env.go.jp

職域接種の基本的な内容につきましては、別添②のアンケート要領に示しておりますが、以下のとおり補足いたします。なお、これらの留意事項等につきましては、検討中のものであり、変更されることがありますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

【アンケート回答上の留意事項】

- ・必ずしも企業単位である必要はありません。地域ごとに「協会」や「連合会」等の団体が定期健康診断などを実施される場合もあると存じますが、そういった形態でも、地方公共団体の取組に影響を生じない範囲で、医療資源（場所、医療従事者等）を確保いただけるのであれば、積極的にアンケートにご記入ください。なお、アンケート様式が「企業用」となっていますが、「協会」「連合会」等の団体におかれましては、適宜、記載項目を準用してご回答ください。
- ・関係団体に所属しており、かつ関係団体から同様の周知を受けた企業等におかれましては、複数のアンケートが届く場合があると考えられます。また、複数の都道府県で事業を展開されている場合又は複数の業界団体に所属されている場合におきましても、同様に、複数回アンケートが届く場合があると考えられます。こうした場合におきましては、最終的な取りまとめにおいて二重で計上されないことがないように、**いずれかのアンケートにご回答ください。**
- ・今回の期限は、あくまで意向確認に係るアンケートの取りまとめ期限ですので、今回の取りまとめに間に合わなかったからといって、今後の職域接種ができないというものではありません。なお、本件は検討を行うための調査ですので、職域接種の具体的な内容及びスケジュール等については、今後検討されるものです。

（その他、職域接種に関する現段階での情報について）

- ・以下の3つのパターンを、主に想定されています。
 - ① 産業医が社内診療所で実施
 - ② 外部の委託機関が会議室等で実施
 - ③ 外部の提携先の医療機関で実施※接種施設単位では、単発の実施と継続的な実施が混在する。
- ・医師の確保について、アンケート中には「産業医」とありますが、医師の種別につきましては特段の制限はございません。ただし、地方公共団体による接種の妨げとならないよう、御配慮をお願いいたします。
- ・同一会場で2回接種完了すること、最低2000回（1000人×2回接種）を行うことが基本とされています。
- ・職域接種につきましては、地方公共団体からの接種券を受け取っていない方でも接種ができるよう検討されております。
- ・各企業又は関係団体等において、複数の市区町村・都道府県の居住者を対象に接種を行う場合、それぞれが居住している地域で接種する必要はなく、1か所の接種会場で接種していただいで差し支えありません。
- ・接種対象者としては、接種する企業の関係者であり、具体的には正規・非正規、契約・派遣など雇用形態によらず、企業において本人確認が行える社員等及び社員の家族・扶養者が検討されております。
- ・職域接種の費用につきましては、1人1回接種あたり2,070円（税抜き、休日・夜間加算あり）が企業等に対して支払われる見込みです。費用負担は、被接種者の居住する市区町村で接種した場合は当該市区町村、居住地外での接種の場合は国民健康保険団体連合会が行います。各企業又は関係

団体等内で複数の都道府県・市区町村の居住者が接種を行う場合は、一括して国民健康保険団体連合会に請求をしていただくことになります。

- 国からはワクチン、針・シリンジ、ワクチン用冷凍庫が無償で提供されますが、それ以外の物品、会場設営費、人件費、委託費等につきましては各企業又は関係団体等にてご負担いただく形になります。
- 地方公共団体により実施されているワクチン接種に関しましては、下記ウェブサイト等をご参照ください。

(厚生労働省ウェブサイト) https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_18852.html

以上

新型コロナウイルスワクチン接種について

本ワクチンの接種は国と地方自治体による新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン接種事業の一環として行われます。本ワクチンの接種は公費対象となり、希望者は無料で接種可能です。なお、本ワクチンは18歳以上の方が対象です。

ワクチンの効果と投与方法

今回接種するワクチンは武田／モデルナ社製のワクチンです。新型コロナウイルス感染症の発症を予防します。

本ワクチンの接種を受けた人は、受けていない人よりも、新型コロナウイルス感染症を発症した人が少ないということが分かっています。（発症予防効果は約94%と報告されています。）

販売名	COVID-19 ワクチンモデルナ筋注 [®]
効能・効果	SARS-CoV-2 による感染症の予防
接種回数・間隔	2回（通常、4週間の間隔） ※筋肉内に接種
接種対象	18歳以上（18歳未満の人に対する有効性・安全性はまだ明らかになっていません。）
接種量	1回0.5 mLを合計2回

- 1回目の接種後、通常、4週間の間隔で2回目の接種を受けてください。（接種後4週間を超えた場合は、できるだけ速やかに2回目の接種を受けてください。）
- 1回目に本ワクチンを接種した場合は、2回目も必ず本ワクチンの接種を受けてください。
- 臨床試験において、本ワクチンの接種で十分な免疫が確認されたのは、2回目の接種を受けてから14日以降です。現時点では感染予防効果は明らかになっていません。ワクチン接種にかかわらず、適切な感染防止策を行う必要があります。

予防接種を受けることができない人

下記にあてはまる方は本ワクチンを接種できません。該当すると思われる場合、必ず接種前の診察時に医師へ伝えてください。

- 明らかに発熱している人（※1）
- 重い急性疾患にかかっている人
- 本ワクチンの成分に対し重度の過敏症（※2）の既往歴のある人
- 上記以外で、予防接種を受けることが不適当な状態にある人

（※1）明らかな発熱とは通常37.5℃以上を指します。ただし、37.5℃を下回る場合も平時の体温を鑑みて発熱と判断される場合はこの限りではありません。

（※2）アナフィラキシーや、全身性の皮膚・粘膜症状、喘鳴、呼吸困難、頻脈、血圧低下等、アナフィラキシーを疑わせる複数の症状。

予防接種を受けるに当たり注意が必要な人

下記にあてはまる方は本ワクチンの接種について、注意が必要です。該当すると思われる場合は、必ず接種前の診察時に医師へ伝えてください。

- 抗凝固療法を受けている人、血小板減少症または凝固障害のある人
- 過去に免疫不全の診断を受けた人、近親者に先天性免疫不全症の方がいる人
- 心臓、腎臓、肝臓、血液疾患や発育障害などの基礎疾患のある人
- 過去に予防接種を受けて、接種後2日以内に発熱や全身性の発疹などのアレルギーが疑われる症状がでた人
- 過去にけいれんを起こしたことがある人
- 本ワクチンの成分に対して、アレルギーが起こるおそれがある人

（うらへ続く）

妊娠中、又は妊娠している可能性がある人、授乳されている人は、接種前の診察時に必ず医師へ伝えてください。

本剤には、これまでのワクチンでは使用されなかった添加剤が含まれています。過去に、薬剤で過敏症やアレルギーを起こしたことがある人は、接種前の診察時に必ず医師へ伝えてください。

接種を受けた後の注意点

- 本ワクチンの接種を受けた後、15分以上（過去にアナフィラキシーを含む重いアレルギー症状を起こしたことがある方や、気分が悪くなったり、失神等を起こしたりしたことがある方は30分以上）、接種を受けた施設でお待ちいただき、体調に異常を感じた場合には、速やかに医師へ連絡してください。（急に起こる副反応に対応できます。）
- 注射した部分は清潔に保つようし、接種当日の入浴は問題ありませんが、注射した部分はこすらないようにしてください。
- 通常の生活は問題ありませんが、激しい運動や過度の飲酒等は控えてください。

副反応について

主な副反応は、注射した部分の痛み（※）、頭痛、関節や筋肉の痛み、疲労、寒気、発熱等があります。また、まれに起こる重大な副反応として、ショックやアナフィラキシーがあります。なお、本ワクチンは、新しい種類のワクチンのため、これまでに明らかになっていない症状が出る可能性があります。接種後に気になる症状を認めた場合は、接種医あるいはかかりつけ医に相談しましょう。

（※）接種直後よりも翌日に痛みを感じる方が多いです。接種後1週間程度経ってから、痛みや腫れなどが起きることもあります。

予防接種健康被害救済制度について

予防接種では健康被害（病気になったり障害が残ったりすること）が起こることがあります。極めてまれではあるものの、なくすことができないことから、救済制度が設けられています。

新型コロナワクチンの予防接種によって健康被害が生じた場合にも、予防接種法に基づく救済（医療費・障害年金等の給付）が受けられます。申請に必要な手続きなどについては、住民票がある市町村にご相談ください。

新型コロナウイルス感染症について

SARS-CoV-2 による感染症が発症すると、熱や咳など風邪によく似た症状がみられます。軽症のまま治癒する人も多い一方、重症化すると、呼吸困難などの肺炎の症状が悪化し、死に至る場合もあります。

今回接種する新型コロナウイルスワクチン（武田／モデルナ社製のワクチン）の特徴

本剤はメッセンジャーRNA（mRNA）ワクチンであり、SARS-CoV-2 のスパイクタンパク質（ウイルスがヒトの細胞へ侵入するために必要なタンパク質）の設計図となる mRNA を脂質の膜に包んだ製剤です。本剤接種により mRNA がヒトの細胞内に取り込まれると、この mRNA を基に細胞内でウイルスのスパイクタンパク質が産生され、スパイクタンパク質に対する中和抗体産生及び細胞性免疫応答が誘導されることで、SARS-CoV-2 による感染症の予防ができると考えられています。

本剤には、下記の成分が含まれています。

有効成分	◇ CX-024414（ヒトの細胞膜に結合する働きを持つスパイクタンパク質の全長体をコードする mRNA）
添加物	◇ SM-102：ヘプタデカン-9-イル 8-((2-ヒドロキシエチル)(6-オキソ-6-(ウンデシルオキシ)ヘキシル)アミノ)オクタン酸エステル ◇ コレステロール ◇ DSPC：1,2-ジステアロイル-sn-グリセロ-3-ホスホコリン ◇ 1,2-ジミリストイル-rac-グリセロ-3-メチルポリオキシエチレン（PEG2000-DMG） ◇ トロメタモール ◇ トロメタモール塩酸塩 ◇ 氷酢酸 ◇ 酢酸ナトリウム水和物 ◇ 精製白糖

新型コロナワクチンの詳しい情報については、厚生労働省のホームページをご覧ください。

厚労 コロナ ワクチン

検索



ホームページをご覧になれない場合は、お住まいの市町村等にご相談ください。